

電波法関係審査基準 追録第 41 号 (令和 3 年 9 月 10 日発行) におきまして、以下のとおり誤りがありました。お詫びし訂正いたします。

場 所	誤	正
424 ページ 上から 14 行目と 15 行目の間	[右欄のとおり追加]	(14) 携帯無線通信を行う陸上移動局 (中継を行うものを除く。) であって、無人航空機等に搭載して使用するものにおいては、「その他これらに準ずる区域」として、地表又は水面からの高度が 150m 未満となる上空を含むものとする。
757 の 2 ページ 上から 14 行目	A 業務用無線局のもの	A 業務用無線局のもの (LTE 方式のものであって、無人航空機等に搭載して使用するもの (中継を行うものを除く。) を除く。)
757 の 2 ページ 上から 17 行目と 18 行目の間	[右欄のとおり追加]	B LTE 方式のものであって、無人航空機等に搭載して使用する業務用無線局のもの (中継を行うものを除く。) 陸上 (河川、湖沼その他これらに準ずる区域を含む。) の範囲内であって、当該事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内のものであること。
757 の 2 ページ 上から 18 行目	B 機能試験用無線局のもの	C 機能試験用無線局のもの
757 の 2 ページ 上から 20 行目	C 実用化試験局のもの	D 実用化試験局のもの
757 の 4 ページ 上から 12 行目と 13 行目の間	[右欄のとおり追加]	(ケ) 無人航空機等に搭載して使用する LTE 方式の陸上移動局 (中継を行うものを除く。) にあっては、上空で電波を放射した場合に他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないようにするため、基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局 (キャリアアグリゲーション技術を用いて設備規則第 49 条の 6 の 9 第 1 項第 1 号へ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあっては当該無線局を含む。) からの制御情報に基づき、空中線電力が必要最小限となるよう、上空での運用に最適な送信電力制御を行うことができること。
757 の 6 ページ 下から 10 行目と 11 行目の間	[右欄のとおり追加]	(コ) 無人航空機等に搭載して使用する LTE 方式の陸上移動局 (中継を行うものを除く。) にあっては、815MHz を超え 845MHz 以下、900MHz を超え 915MHz 以下、1,710MHz を 1,785MHz 以下又は 1,920MHz を超え 1,980MHz 以下の周波数の電波のみを使用すること。
757 の 9 ページ 下から 1 行目の下	[右欄のとおり追加]	(エ) 無人航空機等に搭載して使用する LTE 方式の陸上移動局 (中継を行うものを除く。) の免許に際しては、電波法第 104 条の 2 の規定により、「この無線局は、地表又は水面からの高度が 150m 未満の場合に限り運用することとし、上空で運用する場合は最適な送信電力制御を行ったうえで、携帯電話網その他の無線システムへの干渉を低減するため適切な管理を行うこと。」とする旨の条件を付すものとする。